各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ン プ ラ ス 代表者名 代表取締役社長 横田 大輔 (コード番号 6961 東証第一部) 問合せ先 取締役兼常務執行役員経営戦略本部長 酒 井 崇 (TEL. 048-253-3131)

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび金銭でない報酬として当社取締役に新株予約権を割り当てることについて承認を求める議案を、平成21年6月26日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1.特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績と当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループとして業績向上に対する貢献意欲を高め、もって株主の利害との一致を図ることを目的とし発行するものであります。

2.新株予約権の割当対象者

当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

- 3.新株予約権の内容および数の上限
  - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 発行する新株予約権の総数

6,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、 調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均

値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円 未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

- (5) 新株予約権の行使条件
  - ① 新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社の取締役、執行役員もしくは従業員または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位であることを要する。ただし、社命による他社への転籍等、当社が認める正当な事由がある場合、権利行使開始日もしくは当該事由が生じた日から1年間かつ行使期間内は行使することができる。
  - ② 新株予約権の質入その他一切の処分、ならびに相続は認められないものとする。
  - ③ 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき(株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき)は、新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金と して計上しないこととした額は資本準備金とする。
- 4.本新株予約権については金銭の払込みは要しない。
- 5. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。